

攻めの農業実践支援事業実施基準

攻めの農業実践支援事業補助金交付要綱、同実施要領に基づき実施する事業について、適正な実施を図るための採択基準等を次のとおり定める。

1 補助事業における採択基準

- (1) 発展計画において、事業内容と補助対象となる内容が整合していること。
- (2) 導入する機械や施設の規模や性能については、その事業内容から見て、適正なものであること。

2 補助事業内容及び補助対象経費

交付要綱別表2の詳細は下記のとおりとする。

(1) 生産の効率化や農産物の高品質化、労働力の確保に要する経費

ア 農地及び農道等の造成・整備・改修に要する経費

農地の新規開墾・造成、園地周辺林地の伐採等環境整備、園内道や単軌道、排水路、灌水設備（水源含む）の整備・改修、傾斜の緩和、果樹棚、侵入道、駐車場、ICTシステム、鳥獣害等の被害防止柵にかかる整備・改修等に要する資材費、工事費（外注費を含む）とする。

イ 農業機械・施設の導入・整備・改修に要する経費

農業機械の場合は購入費（本体及び付属品を含む）、設置工事費（外注費も含む）及びリース料とし、農業施設は施設取得費、資材費及び工事費（外注費も含む（地盤改良や電気工事等の設置に伴う附帯工事も含む。））とする。

農業機械にはフォークリフト、バックホウ、運搬車両などの汎用性の高い機械も含む。

農業施設には農業倉庫の新設や増築、改修、雇用労働確保のための宿泊施設や事務所、休憩所、トイレ、駐車場等その他職場環境の向上に資する施設や設備も含み、その導入・整備・改修に要する施設取得費、資材費及び工事費（外注費も含む。）も補助対象とする。

ウ 新品種・新技術の導入に要する経費

地域において普及が進んでいない新たな技術や品種を実証するための資材、機材等の購入に要する経費とする。

エ その他発展計画で必要と認められた経費

上記以外の発展計画で必要と認められた経費

(2) 遊休農地を購入又は借り入れた場合の土壌改良に要する経費

農地法第32条第1項第1号または第2号に規定される農地を対象として、事業主体もしくは事業主体の構成員が所有権もしくは5年以上の賃借権または

使用貸借権（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定される農地中間管理機構（以下「機構」という。）から借り受けた場合は、機構が同法第2条第5に規定される農地中間管理権を5年以上取得した上で転貸されれば、5年以上の貸借期間とみなす。）を取得した場合を補助対象とする。

(3) 主に自ら生産した農産物を原料とした加工品の創出に要する経費

ア 加工施設・機械の整備・改修・導入に要する経費

加工施設の場合は施設取得費、資材費及び工事費（外注費も含む（地盤改良や電気工事等の設置に伴う工事も含む。））とし、加工施設を機能させるために必要な衛生環境設備、労働環境整備にかかる施設も対象に含むものとする。

加工機械の場合は機械購入費（本体及び付属品を含む）、資材費とし、それに付随する設置工事費及びリース料を含むものとする。

イ 委託加工の試験実施、パッケージ試作・デザインなどに要する経費

業者への外注費及び専門家のアドバイスを受けるために支払う旅費及び謝金、HACCPや地理的表示保護制度など食品衛生管理や販売促進に必要な資格や制度認証の取得に要する経費とする。

ウ その他発展計画で必要と認められた経費

上記以外の発展計画で必要と認められた経費

(4) 輸出や新規販路開拓などの販売促進に要する経費

ア 販売促進ツールの作成や導入、オリジナル包装資材の作成に要する経費

専門事業者への外注費、印刷製本費及びリース料や資材費、専門家のアドバイスを受けるために支払う旅費及び謝金とする。

イ 営業活動に要する経費

販路拡大のための営業活動にかかる旅費及び商談会等への出展料とする。

ウ 各種認証制度の認証等に要する経費

GAPや特別栽培農産物認証、地理的表示保護制度などの認証を取得するために必要な研修受講料及び旅費、手数料、申請書類作成のための外注費とする。

エ その他発展計画で必要と認められた経費

上記以外の発展計画で必要と認められた経費

(5) 人材育成

(協業組織の場合)

ア 営業や企画、総務等の活動を担う人材の雇用に関する経費

新規雇用者へ支払う賃金等とし、新規雇用者とは雇用期間1年以上かつ週5日以上勤務の雇用計画に基づき、新たに雇用した者を指す。

イ 組織強化のための経営・企画や税務などの専門家相談等に要する経費

経営や税務に関するアドバイスを受けるための専門家への謝金、旅費及び経

営管理や企画能力の向上にかかる組織構成員の能力向上にかかる研修受講や資格取得にかかる旅費、研修受講料、手数料、謝金とする。

(農業協同組合の場合、農協出資法人の場合)

ア 農業技術力向上研修の実施に要する農業専任職員の雇用に要する経費

新規雇用者へ支払う賃金等とし、新規雇用者とは雇用期間1年以上かつ週5日以上勤務の雇用計画に基づき、新たに雇用した者を指す。

イ 農業技術力向上研修の実施に要する農業専任職員の能力向上のための研修等受講、外部講師への旅費及び謝金、農業用資材や機材の購入に要する経費

農業専任職員の指導力向上のための知識や技術習得にかかる旅費、研修受講料、テキスト代、農業者及び専門家等の外部講師招聘にかかる旅費及び謝金、研修に必要なハサミ、収穫かご、コンテナ、重量秤、糖度計、カップ、長靴等の農業用の資材や消耗品、草刈り機及びチェーンソー、動力噴霧器等の簡易な農業用機械とする。

(6) 上記(1)～(5)に附帯する振込手数料は補助対象とし、土地、農地の不動産取得費は補助対象としない。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。